

事故のご連絡・保険金請求の流れについて	
STEP 1	セキスイハイム・セキスイファミエス・セキスイハイム不動産または保険会社(事故受付センター)へご連絡ください 【ご連絡内容】 ①ご連絡いただいた方のお名前 ②ご契約者様のお名前 ③事故発生日 ④事故内容(状況・原因等) ＊保険会社での事故登録後、保険金請求書をご契約者住所へ送付します(お支払い可否・お支払い金額の詳細につきましては、保険会社での査定に基づき判断されます。査定の結果、お支払い対象外のご案内をさせていただく場合もございますのでご了承ください。)
STEP 2	写真・修理見積書(保険金請求の審査資料)をご入手ください 修理業者(セキスイファミエス等)へご連絡いただき、修理に必要な見積書の作成をご依頼ください。 あわせて損害箇所の写真をご用意ください。 ＊家財の損害については、ご契約者さまにてメーカー等に見積りを手配していただく必要があります。
STEP 3	写真・修理見積書(保険金請求の審査資料)をご提出ください 「損害箇所の写真」「見積書」等の必要書類をご提出ください。 ＊事故・ご対応窓口の状況により、提出先や提出方法は異なります。 ●セキスイハイム・セキスイファミエス・セキスイハイム不動産がお客さまに代わり保険会社へ提出 ●お客さまがご自身で保険会社へ提出
STEP 4	保険会社による審査・判定 ＊次の場合、保険会社にて立会い鑑定を行います。 ●水災、地震 ●保険会社が必要と判断した場合
STEP 5	保険金のお支払い 保険金のお支払いが決まりましたら、保険会社に保険金請求書をご提出ください。 ＊保険金請求書には、保険の対象の所有者(被保険者)全員のご署名・ご捺印が必要です。

万一、事故が起きた場合は事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

地震保険料控除証明書の発行について

ご契約・ご継続いただいた年	「保険証券」(または「保険契約継続証」)に「 地震保険料控除証明書 」を添付してお送りします。＊1 ただし、「eco証券」を選択の場合、「ご契約内容確認方法のご案内ハガキ」に「地震保険料控除証明書」を添付してお送りします。 ご契約の始期日によっては、年末調整・確定申告の時期までしばらく「地震保険料控除証明書」を保管していただく必要がありますので、誤って破棄されることのないようご注意ください。 ＊1 地震保険を中途でご契約された場合は、「地震保険証券(すまいの火災保険セット契約)」に「地震保険料控除証明書」を添付してお送りします。
ご契約・ご継続いただいた年の翌年以降(保険料払込方法が分割払の場合等)	ご契約・ご継続年の翌年以降に払込みいただく保険料(長期一時払契約の場合は、一時払保険料を地震保険期間で除した金額)について10月下旬頃に「 地震保険料控除証明書ハガキ 」をお送りします。 ＊「保険料控除証明書 発行サービス」またはマイナンバーカードを利用して控除証明書の電子データ(電子的控除証明書)を取得されたお客さまには、翌年以降控除証明書はがきは送付せず、マイナ手続きポータル内の電子ポストに電子データ(電子的控除証明書)を送付します。
控除証明書を紛失された場合	保険料控除証明書発行サービス ＊2をご利用ください。 「保険料控除証明書」の電子発行や 「保険料控除証明書ハガキ」の 再発行依頼 が可能です。 https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/ ＊2 損害保険会社共同開発のサービスです。サービス期間は10月中旬から3月中旬までを予定しております。サービス期間外はご利用いただけませんのでご了承ください。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載していますので、必要に応じて三井住友海上のホームページ(<https://www.ms-ins.com>)のWeb約款をご覧ください。

＜三井住友海上の加入制限について＞

築年数や複数事故請求により加入制限があります。

詳しくは右記よりご確認ください。

◆お問い合わせ先



〈取扱代理店〉

セキスイ保険サービス株式会社

〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル)

フリーコール:0120-663-392

〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町15-1(CYK神田岩本町8階)

〈セキスイハイムオーナーズ保険引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第二部第一課

〒540-8677 大阪市中央区北浜4-3-1(三井住友海上大阪淀屋橋ビル10階)

TEL.06-6233-1540

企業営業第一部第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL.03-3259-6675

B26-900527 | 承認年月 2026年7月

SEKISUI

三井住友海上

2026年10月1日以降始期契約用



大切なすまいや財産を
末永く守る「安心」をサポート

セキスイハイム オーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険」は
三井住友海上火災保険株式会社「GK すまいの保険(すまいの火災保険)」の
セキスイハイム用販売タイプのペットネームです。
本冊子は「GK すまいの保険(すまいの火災保険)」の
パンフレット兼重要事項説明書です。



このパンフレットは、「GK すまいの保険(すまいの火災保険)」の概要をご説明したものです。
補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等をご確認ください。
また、ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」を必ずご確認ください。
ご不明な点については、取扱代理店または三井住友海上までお問合わせください。

「セキスイハイムオーナーズ保険」が 選ばれている理由

1 セキスイハイムオーナーさま専用の火災保険

セキスイハイムオーナーさま向けのすまいの保険・地震保険です。

「住宅購入者割引」が適用されるため一般の火災保険と比べて、**保険料が割安**です。
*割引の適用には条件があります。*地震保険は除きます。

2 セキスイハイムグループの総合サポート

万一、事故があった場合にはグループ丸となって安心をお届けします。

セキスイハイム、セキスイファミエス、セキスイハイム不動産にご連絡をいただくことにより、
その後の補修や保険金のご請求はグループ内で連携をとり、対応させていただきます。
(事故のご連絡・保険金請求の流れについては、裏表紙をご覧ください。)



セキスイハイムオーナーさま

事故のご連絡

● 修理
● 保険金請求の
お手続き ※1 ※2 ※3

セキスイハイム
セキスイ
ファミエス
セキスイハイム
不動産

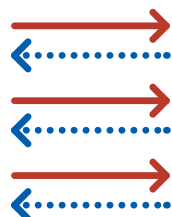
セキスイ
保険サービス

三井住友海上

保険金
お支払い
※3

- ※1 セキスイ保険サービスまたは保険会社より直接ご案内することがあります。
- ※2 お客さまご自身で購入された家財の保険金請求についてはご自身でお手続きいただく必要があります。
- ※3 「保険金請求書」については保険会社よりお客さまへ送付しますので、直接保険会社へご提出ください。

一般の火災保険



保険会社

代理店

修理メーカー

お客さまご自身で、
補修依頼から保険
金のご請求まで、
それぞれに連絡・
対応していただく
必要があります。

お申込みの際は、次の手順に沿ってご検討ください。

STEP 1

ご契約タイプを3タイプから1つお選びください。

7~8ページ

☐ ワイドプラス ☐ ワイド ☐ スタンダード

STEP 2

家財保険をお申込みの場合は保険金額をお決めください。

5~6ページ

50万円以上(1万円単位)でご希望の家財保険金額をご設定ください。

家財保険 万円

STEP 3

地震保険をお申込みされるかご検討ください。

16~19ページ

☐ 必要 ☐ 不要

STEP 4

オプションをお選びください。

11~14ページ

- ☐ 特定機械設備水災補償特約
- ☐ 建物省エネ化費用特約
- ☐ 災害緊急費用特約
- ☐ ライフライン停止時仮すまい費用等特約
- ☐ 弁護士費用特約
- ☐ 日常生活賠償特約
- ☐ 類焼損害・失火見舞費用特約
- ☐ 屋外明記物件特約

- ☐ 家財明記物件特約
- ☐ 自宅外家財特約

賃貸住宅オーナーさま専用のオプション

15ページ

- ☐ 家賃収入特約
- ☐ 家主費用特約
- ☐ 賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約
- ☐ マンション居住者包括賠償特約

STEP 5

保険料の払込方法をお選びください。

☐ 口座振替 ☐ クレジットカード

*保険始期日を過ぎて保険料払込方法の変更はできません。

【保険始期日までにお客様にご対応いただきたいこと】
ご確認、チェックをお願いします。

① お申込み手続き

☐ 手続きを完了しました。

② 保険料払込方法(口座振替 または クレジットカード)のご登録

☐ 口座振替 あるいは クレジットカードの登録をしました。

*更新お手続きの場合、既に登録済みもしくは払込票でご案内することがあります。
申込書をご確認ください。

【ご加入時の注意点】

・物件種別をご確認ください。
専用住宅・・・住居のみに使用する建物
併用住宅・・・住居として使用するとともに店舗
や事務所等の住居以外の用途にも使用する建物
・築古物件については事前に保険会社へ加入
可否の確認が必要です。
・他の火災保険契約がある場合、重複を避けるた
め新しい保険の開始日に合わせて既存の保険
の解約お手続きが必要です。

【ご加入後の注意点】

・建物の構造または用途を変更した場合は必
ず代理店へご連絡ください。
例) 建物の一部を事務所として利用する場合等

すまいの保険では火災リスクだけではなく、自然災害リスクや水ぬれ・盗難などの家庭での日常災害リスクも補償されます。

すまいの保険『建物』

火災や台風などの自然災害はもちろん、さまざまな費用も補償します！
ご契約は、「3タイプ」からお選びいただけます。

＊ 3タイプの詳細はパンフレット7～8ページをご参照ください。

おすまいの復旧に必要な「思いもよらない費用」もお支払いします。
補償は「再調達価額」ですので、ご安心ください。

「再調達価額」とは… 損害が発生したときの発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

【全焼・全壊時の建物保険金額全額払】

全焼・全壊時（延床面積に対する損害の割合が80%以上）には、**損害が延床面積の80%以上** → **建物保険金額を全額お支払い**

建物保険金額をそのままお支払いします。

＊建物の保険の対象には 門、塀、垣、延床面積が66㎡未満の付属建物（物置・車庫等）などの敷地内に所在する記名被保険者の所有する物を含みます。

＊延床面積が66㎡以上の付属建物（物置、車庫等）を保険の対象に含める場合は、「屋外明記物件特約」をセットいただく必要があります。「屋外明記物件特約」をセットしない場合は、保険の対象に含まれません。

＊屋外設備（井戸、側溝、敷石等）は、建物契約の保険の対象に含まれます。1回の事故につき庭木とあわせて100万円を損害保険金の限度とします。また、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。

＊「屋外明記物件特約」をセットしていただくことで、屋外設備の100万円を超える損害についても補償が可能です。

＊庭木は、建物契約の保険の対象に含まれます。ただし1回の事故につき屋外設備とあわせて100万円を損害保険金の限度とします。また、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。庭木については、同一の事故により保険申込書記載の建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。

＊同一の建物について複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となる場合があります。

「保険が使える」と勧誘する住宅修理サービス業者にご注意ください

台風等の自然災害に乗じて、「保険が使える」と住宅修理サービスの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者の多くは、「保険金の使い道は自由だから実際に修理しなくても良い」と勧誘し、**保険金請求手続きを代行して高額な手数料を受け取ります**。三井住友海上は、このような業者へ対策を強化し、お客さまの大切なおすまいの修理や再取得をお支えするという火災保険本来の目的を果たすため、復旧義務を導入しています。

「GK すまいの保険」では、原則、保険の対象を復旧しない限り保険金をお支払いしませんので、住宅修理サービスの勧誘を受けてもすぐに契約はせず、代理店または三井住友海上へご相談ください。



トラブル事例の詳細は、日本損害保険協会ホームページをご参照ください。

建物を保険の対象とする場合のご注意

保険の対象が建物の場合は、全損や再築などを除き建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。この場合において、被保険者は復旧が完了した旨を三井住友海上に通知するものとします。なお、三井住友海上が承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に、復旧したものとみなします。

＊建物の復旧が確認できない場合、受け取った保険金の返還を求められることがあります。

おすまいの地域のリスクをご存知ですか？
是非、ご確認ください。

国土交通省ハザードマップポータルサイト
<https://disaportal.gsi.go.jp/>



〈一例〉大阪市北区付近

『建物』 実際に、このような事例がありました。

過去に発生した保険金支払事例 [三井住友海上において保険金の支払対象となった事故を例示したものです。]
＊お支払事例は一例であり、実際のご契約内容（保険金額・免責金額・特約等）、ご契約のタイプおよび個別の損害状況によって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。

火災リスク

火災	
隣家から出火し、自宅に延焼した。	
お支払保険金	約 400 万円

落雷

落雷	
落雷で玄関灯が破損した。	
お支払保険金	約 9 万円

自然災害リスク

風災	
強風によりカーポートの屋根材が剥がれた。	
お支払保険金	約 50 万円

風災	
台風で勝手口ドアが開ききり扉枠との接合部分が破損した。	
お支払保険金	約 28 万円

雪災	
豪雪でバルコニーの屋根が破損した。	
お支払保険金	約 13 万円

水災	
集中豪雨で床上浸水となった。	
お支払保険金	約 1,062 万円

日常災害リスク

水ぬれ	
風呂場の配管より漏水し、5戸室の床・壁面・照明器具・クローゼット等の修理・交換が必要となった。	
お支払保険金	約 153 万円

盗難	
空き巣が窓ガラスを割り侵入した。	
お支払保険金	約 3 万円

建物外部からの衝突	
車庫入れの際、運転ミスで自宅カーポートに接触し、破損した。	
お支払保険金	約 20 万円

破損、汚損等	
家具を移動しようとして落下させ、床が破損した。	
お支払保険金	約 21 万円

水ぬれ	
エアコン使用時、吹き出し口より水が溢れ、床の修理が必要になった。	
お支払保険金	約 43 万円

建物外部からの衝突	
太陽光パネルに物体が衝突し破損した。	
お支払保険金	約 80 万円

破損、汚損等	
換気の為ドアを開けていたところ、子供が物を運ぶ際にドアに物が当たり破損した。	
お支払保険金	約 19 万円

電氣的・機械的事故	
トイレ便座の電子部品が故障した。	
お支払保険金	約 47 万円

建物の保険では**家財は補償されません。**
家財の損害については、別途家財の保険を
ご契約いただく必要があります。

すまいの保険『家財』

大切な家財もしっかり補償します！
思わぬリスクから家族の必需品を守ります。

〈ご参考〉標準世帯における家財の評価額(再調達価額)の目安 (2025年5月時点)
下記の評価額を参考に、保険金額を設定してください。

世帯主の年齢	夫婦のみ	夫婦＋子ども(18才未満)1人	夫婦＋子ども(18才未満)2人
27才以下	550万円	640万円	730万円
28～32才	710万円	800万円	890万円
33～37才	990万円	1,080万円	1,170万円
38～42才	1,220万円	1,310万円	1,400万円
43～47才	1,400万円	1,490万円	1,580万円
48才以上	1,480万円	1,610万円※1	1,700万円※2

※1 子どもは18才以上の場合
※2 子どものうち1人は18才以上の場合
※1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等は、評価額(再調達価額)に含まれません。
※同一の敷地内に収容される家財について、保険金額を分割して複数のご契約をされると、契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となる場合がありますのでご注意ください。
※家財の保険金額が再調達価額を超過する場合は、その超過分については保険金をお支払いしません。
※貴金属等(貴金属、宝石、美術品等)は、家財契約の保険の対象に含まれます。ただし、損害保険金の支払額は1個または1組について100万円または家財保険金額のいずれか低い額を損害保険金の限度とします。また、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき家財保険金額を損害保険金の限度とします。「家財明記物件特約」をセットしていただくことで、貴金属等の100万円を超える損害についても補償が可能です。

家財の値段(価値)は予想以上に高額です！
※持ち家にお住まいの方の一例です。再取得価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額)で算出したものです。

居間	和室
応接セット、サイドボード等……………48万円	和・洋ダンス(各1)、整理ダンス(×2)……………31万円
テレビ・DVDレコーダー等……………25万円	婦人和服……………102万円
ファンヒーター・空気清浄機等……………25万円	紳士・婦人コート、スーツ、他衣類……………372万円
パソコン・プリンタ等……………46万円	寝具(客用含む)……………11万円
その他……………29万円	本棚・書籍……………17万円
	化粧台・化粧品一式……………6万円
	その他……………120万円
台所、浴室	子供部屋
食器戸棚(×2)……………20万円	学習用具(机、本棚等2人分)……………13万円
冷蔵庫・オープン……………20万円	寝具(2人分)……………11万円
食器類・調理器具……………46万円	衣類(2人分)……………72万円
食堂テーブル・イス……………5万円	おもちゃ一式……………25万円
洗濯機・ランドリー……………13万円	ファンヒーター・空気清浄機等……………17万円
その他……………32万円	その他……………30万円

『家財』 実際に、このような事例がありました。

過去に発生した保険金支払事例 [三井住友海上において保険金の支払対象となった事故を例示したものです。]
※お支払事例は一例であり、実際のご契約内容(保険金額・免責金額・特約等)、ご契約のタイプおよび個別の損害状況によって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。

火災リスク

火災

寝タバコによりベッドマット・布団・カバーが燃えた。

お支払保険金 約19万円



落雷

落雷でパソコン2台が破損した。

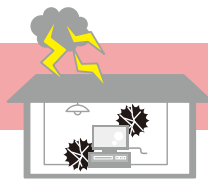
お支払保険金 約16万円



落雷

落雷によりテレビ・ハードディスクが損傷した。

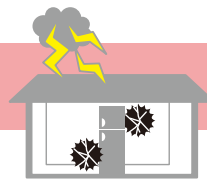
お支払保険金 約1万円



落雷

落雷により冷蔵庫の電源が入らなくなった。

お支払保険金 約27万円



自然災害リスク

風災

立てかけていたサーフボードが強風で倒れ、破損した。

お支払保険金 約17万円



水災

集中豪雨で床上浸水になり家財が濡れた。

お支払保険金 約25万円



日常災害リスク

水ぬれ

トイレのタンクが詰まり漏水し、家財が濡れた。

お支払保険金 約32万円



盗難

泥棒に入られて現金等が盗まれた。

お支払保険金 約2万円



盗難

盗難により現金と指輪が盗まれた。

お支払保険金 約6万円



破損、汚損等

ソファで天井拭き掃除をしていた際、バランスを崩して肘掛に体重がかかり、肘掛が破損した。

お支払保険金 約9万円



破損、汚損等

自宅内でテレビを運んでいるときに落としてしまい、液晶画面に傷が入った。

お支払保険金 約7万円



破損、汚損等

部屋の模様替え中にテレビにぶつかり倒してしまった。

お支払保険金 約18万円



破損、汚損等

子どもがテレビを引っ張ったため台から落下し、画面パネルが破損した。

お支払保険金 約10万円



破損、汚損等

室内の洗濯物干しが倒れ、テレビに当たり液晶が破損した。

お支払保険金 約15万円



建物・家財にかかわるリスクと、復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。

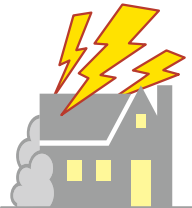
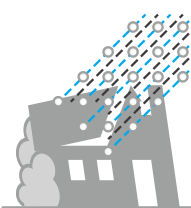
3タイプの『セキスイハイムオーナーズ 保険』

免責金額(自己負担額)は下記の通りです。

1～3、5	……免責金額なし
4、6、7	……免責金額：5万円

実際にかかった損害の額(修理費)を基準に保険金をお支払いします!

ご契約タイプは、お客さまのご希望にあわせてお選びいただけます。実際にご契約いただく補償内容は保険申込書等でご確認ください。***保険金のお支払いの対象外となる場合があります。詳しくは9～10、2～4ページをご参照ください。**

		火災リスク		自然災害リスク		日常災害リスク													
		1	火災、落雷、破裂・爆発	2	風災、雹災、雪災	3	水災 *詳細は下図を ご参照ください。	4	給排水設備に 発生した事故等 による水ぬれ ※1	5	盗難	6	破損、汚損等 車両の衝突または 建物外部からの物体 の落下・飛来・衝突等		労働争議に伴う 暴力・破壊行為等		左記以外の 不測かつ突発的な 事故による破損等	7	建物電氣的・機 械的事故特約 (専用・併用住 宅用)※2 ※3
		建物																	
		家財																	
ワイドプラスタイプ		☐ 建物 ☐ 家財																	
ワイドタイプ		☐ 建物 ☐ 家財																	
スタンダードタイプ		☐ 建物 ☐ 家財																	

ご契約タイプは、
以下の3タイプから
お選びいただけます。

*1～5の補償は必ずセッ
トされます。(一部を外す
ことはできません)

*家財には7の補償はあ
りません。

家財は補償しません

『水災補償』のご説明

以下のいずれかの場合に補償します。

- ① 床上浸水するとき
- ② 地盤面から45cmを超える浸水するとき
- ③ 損害割合が再調達価額の30%以上のとき

【床上浸水】
居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。

【床】
畳敷または板張などのものをいい、土間、たたきの類を除きます。

【地盤面】
地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。

*水災とは、台風・暴風雨・豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の災害をいいます。

通貨等・預貯金証書の損害は、以下の金額または家財の保険金額のいずれか低い額が限度となります。

- 通貨等：1事故1敷地内あたり30万円が限度
- 預貯金証書：1事故1敷地内あたり300万円が限度

*「家財の保険」をご契約の場合のみ補償します。

※1 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または他人の戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれをいいます(給排水設備自体に発生した破損等は⑥の事故になります)。

※2 屋外設備は1事故1敷地内あたり100万円が限度です。

※3 築年数が10年1か月以上の建物契約には新たにセットすることはできません。

*詳しくは9～10ページをご参照ください。

全タイプ標準セット 思わぬ出費もカバーされるので安心!

損害保険金(1～6)以外にも、さまざまな費用をお支払いします。

*お支払いする保険金の概要については20～21ページをご参照ください。

費用リスク

A

事故時諸費用
(火災・風水災
等限定)特約



B

地震火災
費用特約



C

失火見舞
費用特約※4



D

防犯対策
費用特約※5



E

特別費用
保険金特約
※5



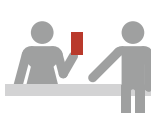
F

損害防止
費用



G

権利保全
行使費用



※4 類焼損害・失火見舞費用特約をセットした場合、失火見舞費用特約はなくなります。

※5 建物を保険の対象に含む場合に限りま。

建物付属機械設備のトラブルは身近に起こります！

「ワイドプラスタイプ」なら建物付属機械設備の電氣的・機械的事故の損害も補償します！

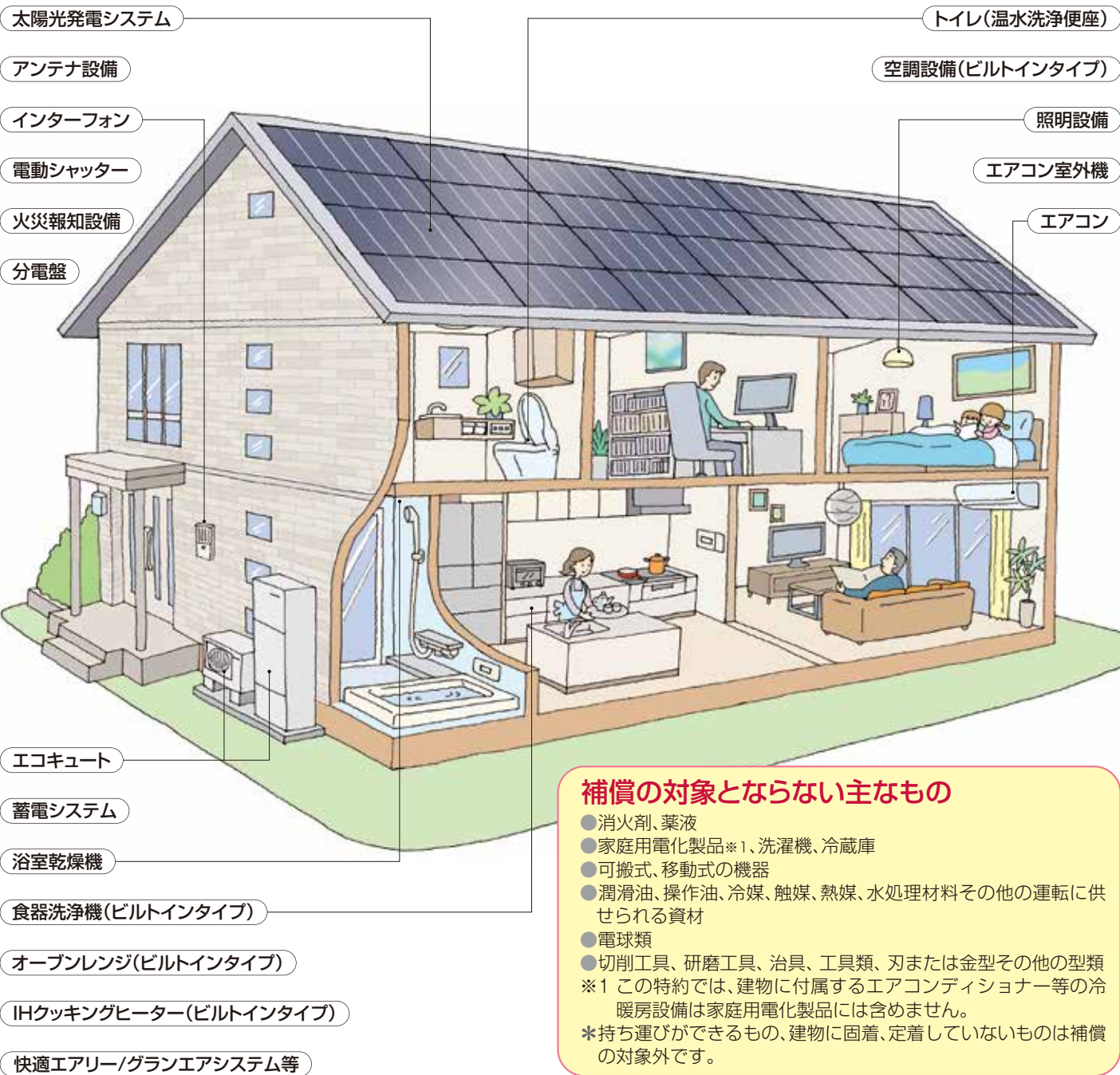
建物が所在する敷地内に設置された機械設備(空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火装置等)に発生した外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的事故または機械的事故による損害を補償します。

お支払いする保険金は **損害の額(修理費) — 5万円(免責金額(自己負担額))** です。

- *建物保険金額を上限とします。ただし、屋外設備は1事故あたり1敷地内ごとに100万円が限度です。
- *築年数が10年1か月以上のご契約には、新たにセットできません。
- *建物の保険期間の中途ではセットできません。

建物電氣的・機械的事故特約(専用・併用住宅用)の対象範囲

建物に付属し、建物の機能を維持する以下のような住宅設備機器類等が対象となります。



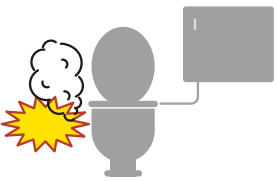
補償の対象とならない主なもの

- 消火剤、薬液
 - 家庭用電化製品※1、洗濯機、冷蔵庫
 - 可搬式、移動式の機器
 - 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材
 - 電球類
 - 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型その他の型類
- ※1 この特約では、建物に付属するエアコンディショナー等の冷暖房設備は家庭用電化製品には含めません。
- *持ち運びができるもの、建物に固着、定着していないものは補償の対象外です。

建物に付属した機械設備には思いがけない事故が起こる場合があります！

温水洗浄便座の水が出ない

温水洗浄便座が故障し、水が出なくなった。



エコキュートのお湯が出ない

エコキュートの内部部品が損傷して、お湯が出なくなった。



故障の原因が、自然の消耗または劣化ではない

保険金をお支払いできる
場合があります。

保険金をお支払いする主な場合

左記「対象範囲」記載の建物付属機械設備等に電氣的・機械的事故(故障)による損害が発生した場合、損害保険金をお支払いします。

「外来の事故に直接起因しない、不測かつ突発的な電気の作用や機械の稼働に伴って発生した事故」となります。機械の設備や内在する原因により、電氣的、機械的な作用で損害が発生した事故が「電氣的・機械的事故」となります。

電氣的事故

短絡、過電流、過電圧、空気中の電気の作用、その他の電氣的現象により溶解溶断、炭化、噴煙、変色、焦損等の損害が発生した事故。

機械的事故

さまざまな機械的作用に伴って損害が発生したもので、電気的作用以外による事故。

実際の事故事例

排水不良の為、ビルトイン食洗器が故障した。

お支払保険金 約**20**万円

実際の事故事例

ダウンライト調光スイッチの不具合が発生。同製品がないため、代替品にて交換。

お支払保険金 約**10**万円

故障の原因が、自然の消耗または劣化である

保険金をお支払いすることが
できません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険の対象の製造者または販売者が被保険者(補償を受けられる方)に対し法律上または契約上の責任※2を負うべき事故
- 自然の消耗または劣化※3によってその部分に発生した損害
- ねずみ食いまたは虫食い等によってその部分に発生した損害
- 保険の対象に対する加工※4・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によって発生した損害
- 不当な修理や改造によって発生した事故
- 消耗部品(乾電池、充電電池、電球、替刃、針等)および付属部品の交換等

- ※2 保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。
- ※3 保険の対象である機械設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- ※4 加工・修理等の作業には、建築・増改築、修繕または一部取りこわし作業、もしくは設置・調整作業等を含みます。

実際に対象外とされた事故事例

エコキュート室外機が漏水した。メーカーに修理依頼したが修理できず、消耗劣化の判断となった。

お支払いの対象外

！本特約とメーカー保証は重複して支払われません

	保険始期				保険満期
設備A	メーカー保証	本特約にて補償			
設備B	メーカー保証	販売店の延長保証	本特約にて補償		
設備C	メーカー保証	本特約にて補償	交換	メーカー保証	本特約にて補償
設備D	追加※5		メーカー保証	本特約にて補償	

※5 設備を追加される際には保険金額の増額が必要な場合がありますので、代理店または三井住友海上までご連絡ください。

さらに、オプション(追加の補償)もご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。＊お支払いする保険金の概要につきましては20～22ページをご覧ください。

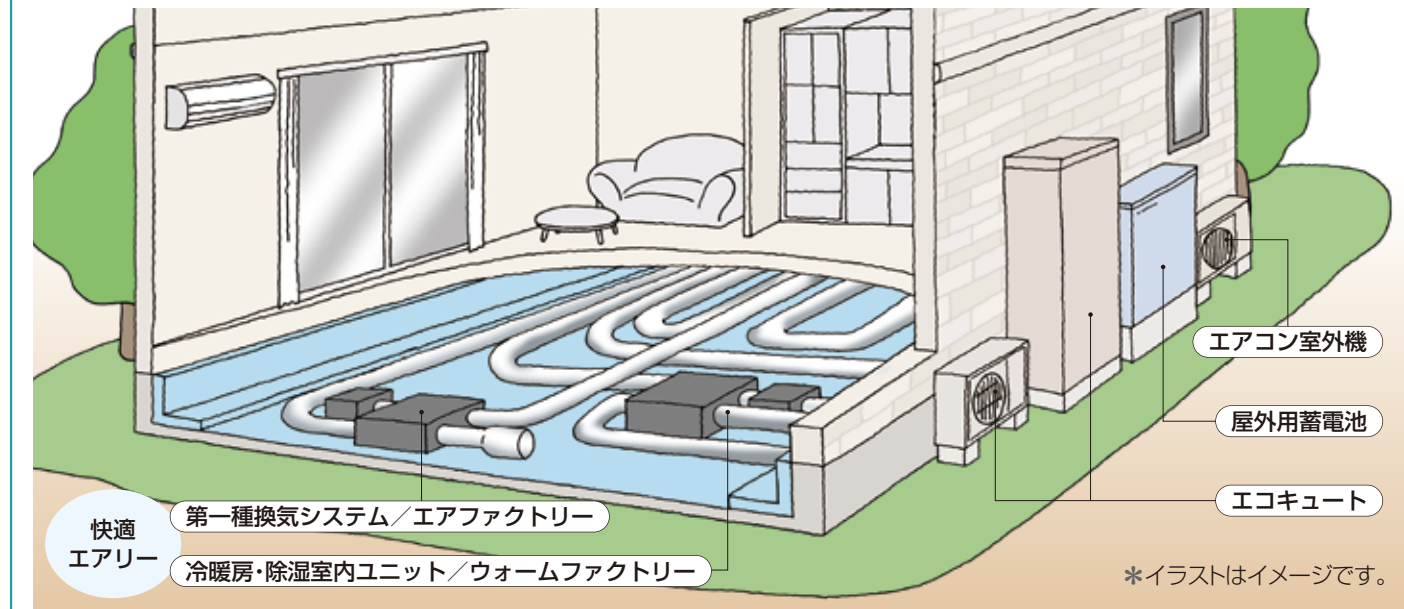
水災リスク

特定機械設備水災補償特約

建物を保険の対象に含む場合にセットできます(家財単独の契約にはセットできません。)

台風・豪雨等による洪水・土砂崩れ等により、空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備等の機械設備に発生した損害の状況が、「水災」の事故に該当しない(浸水条件を満たさない)場合に、保険金をお支払いします。
支払限度額…100万円(1回の事故につき1敷地内ごと)

特定の機械設備とは	空調設備や発電・蓄電設備等を指します。セキスイハイムにはこれらの機器類が床下に収納されている場合がありますが、すまいの保険の水災補償では、床下浸水(地盤面から45cmを超えない浸水の場合)のみの損害は保険金お支払対象となりません。
-----------	---



本特約をセットすることで、床下の空調設備(快適エアリー等)、充電・発電・蓄電設備や給湯設備(エコキュート等)が浸水した場合も補償対象となります。

補償内容	主契約の水災補償	特定設備水災補償特約
床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水	○	—※1
床下浸水または地盤面から45cmを超えない浸水	×	○

※1 損害保険金における水災事故の定義に該当しない(浸水条件を満たさない)場合にお支払いします。＊イラストはイメージです。

セキスイハイムオーナーさまにおすすめする理由

セキスイハイムでは、床下や屋外に特定の機械設備が設置されている場合があります。近年豪雨等の水害が増加しているため、エコキュートや室外機等が浸水し高額な費用が必要となる事例が発生しております。本特約を付帯することで、そのような損害に備えることができます。

本特約の保険の対象

本特約の保険の対象となる特定の機械設備とは、ご契約の建物に付加したもしくは敷地内の土地に固着、固定された、空調・冷暖房設備、充電・発電・蓄電設備、昇降設備、およびこれらに付属する配線・配管・ダクト設備をいいます。
＊本特約は建物を保険の対象に含む場合にセットできます。

ご注意点

- 家財、商品・製品等は、本特約の保険の対象に含まれません。
- 保険期間の途中でのセットや削除はできません(始期応当日を除きます。)

セキスイハイム
オーナーさまに
おすすめします!

費用リスク

建物省エネ化費用特約

建物の損害に対して損害保険金が支払われ、その損害が「全焼・全壊」に該当した場合に、保険の対象である建物を「省エネ基準適合建物※2」に建てかえ、買いかえ等を行う費用として、建物保険金額に10%を乗じた額をお支払いします。
支払限度額…保険金額×10%(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円限度)
次の1)～3)の条件をすべて満たすご契約にセットできます。
1)建物を保険の対象に含むご契約(保険の対象である建物がマンション戸室のご契約を除きます。)
2)保険の対象とする建物の建築年月日が2017年12月31日以前であるご契約
3)建物保険金額を当社が定める標準評価額の midpoint×80%以上で設定しているご契約
※2 省エネ基準適合建物とは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に定める建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅をいいます。

災害緊急費用特約

保険の対象の復旧のために負担した仮修理費用や仮すまい費用※3等を実費でお支払いします。
支払限度額…保険金額×10%または100万円のいずれか低い額(1回の事故につき1敷地内ごと)
「事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約」ではまかないきれない場合でも「災害緊急費用特約」をセットすることで仮すまい費用を実費で補償できるため、費用の高額化に対して確実に備えることができます。
※3 ホテル代も補償されます。ただし、損害を受けた保険の対象(または保険の対象を収容する建物)と立地条件・規模等において同種同程度の代替物件または代替施設を賃借するのに必要な費用が限度となります。
＊損害が発生した建物の本修理費用、仮すまい先への引越し費用等はお支払い対象外です。

ライフライン停止時仮すまい費用等特約

災害緊急費用特約を契約した場合にセットできます。⚠ 補償の重複にご注意ください
事業者からの電気、ガスまたは水道の供給が12時間以上継続して停止され、一時的にすまいに居住することが困難となった場合に必要となる仮すまい費用等を実費でお支払いします。
支払限度額…1回の供給停止期間を通じて10万円
＊保険期間の途中でのセットや削除はできません(始期応当日を除きます。)
＊計画停電の際の発電機レンタル費用、地震により断水した際のホテル宿泊費用等はお支払い対象外です。

弁護士費用特約 ⚠ 補償の重複にご注意ください

日本国内で発生した被害事故によって死傷したり、財物に損害を受けたりして、相手の方に損害賠償請求を行う場合の弁護士費用等や、法律相談を行う場合の費用を補償します。

●弁護士費用等保険金

損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいいます。
①あらかじめ三井住友海上の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬※4、司法書士報酬※4または行政書士報酬※5
②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用
※4 弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。
※5 書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。
支払限度額…300万円(1事故、1被保険者あたり)

●法律相談費用保険金

法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。
支払限度額…10万円(1事故、1被保険者あたり)
＊離婚の慰謝料について弁護士に相談した、ネット上で中傷されたトラブルについて弁護士に相談した等はお支払い対象外です。



賠償責任リスク

日常生活賠償特約

※1※2 補償の重複にご注意ください

日本国内もしくは日本国外で発生した記名被保険者の住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故や被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により他人の生命もしくは身体を害したり、他人の財物に損害を与えたり、または日本国内で誤って線路に立ち入り電車等※3を運行不能にさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

●損害防止費用 ●権利保全行使費用 ●緊急措置費用 ●示談交渉費用 ●争訟費用

支払限度額…3億円(1事故あたり)

被保険者(補償を受けられる方)の範囲
⑥記名被保険者
⑥記名被保険者の配偶者※4
⑥記名被保険者またはその配偶者※4の同居※5の親族
⑥記名被保険者またはその配偶者※4の別居の未婚の子
⑥③から⑥までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者※6。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

※1 被保険者またはそのご家族が、既に同種の保険をご契約されている場合には、補償が重複する場合があります。ご契約にあたっては、他の保険の補償内容を十分ご確認ください。

※2 この特約は「記名被保険者」の指定が必要です。「記名被保険者」は保険契約者、保険の対象の所有者またはこれらの同居※5の親族から1名を選んでください。

※3 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

※4 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

※5 同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

※6 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

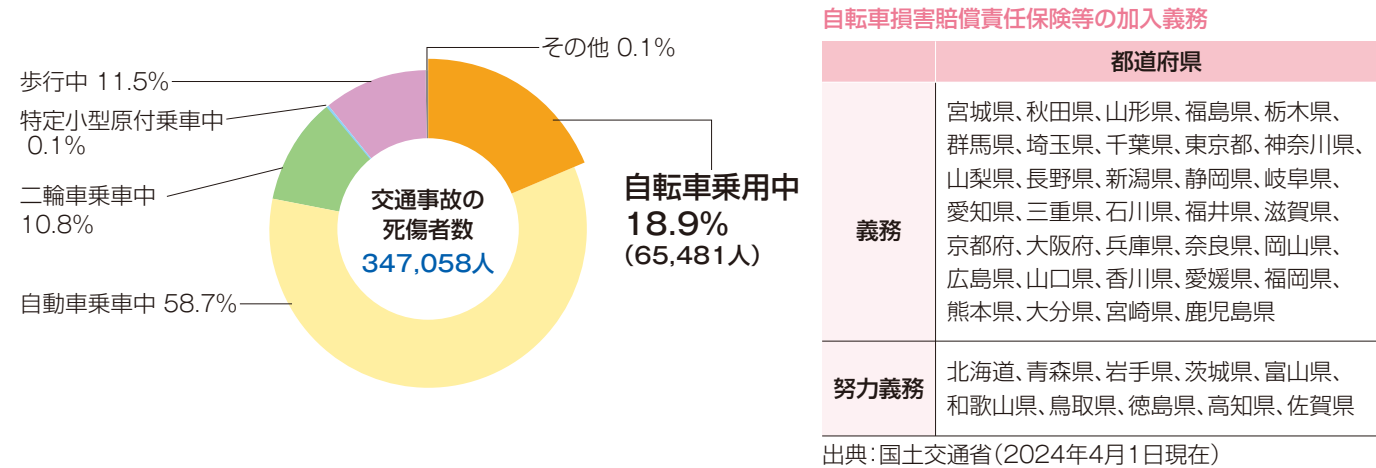
実際の事故事例

自転車で行中、前方不注意で歩行者に衝突し、歩行者が横転し負傷した。

お支払保険金 約219万円

ご参考 自転車事故を取り巻く環境

2024年の自転車乗用中の交通事故は67,531件、およそ7分47秒に1件の割合で発生しています。また、自転車乗用中の死傷者数は65,481人と、交通事故の死傷者数に占める割合の18.9%にも上っています。このような背景を踏まえ、自転車利用者に対して保険加入義務・努力義務を課す自治体が全国で増加しています。



自転車の車道交通ルールを厳格化するため道路交通法が改正された2007年以降、自転車事故の加害者に高額賠償を命じる判決が相次いでいます。

自転車での加害事故例

判決認容額※7	事故の概要
約9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
約9,330万円	男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。
約9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手間の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

※7 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる場合があります。

出典:日本損害保険協会「知っていますか?自転車事故の実態と備え」

類焼リスク

類焼損害・失火見舞費用特約

補償の重複にご注意ください

本特約をセットする場合、8ページ(費用リスク)記載の失火見舞費用特約はなくなります。

保険の対象としているご自宅からの出火により、ご近所の建物およびその建物に収容される動産が類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を補償します。また、見舞金等の費用も補償します。

支払限度額…類焼損害保険金:1億円(1事故あたり)
失火見舞費用保険金:1被災世帯あたり30万円限度(1事故あたり損害保険金の30%が限度)

類焼補償対象物に含まれない主なもの

●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手 ●1個または1組について30万円を超える貴金属等
●商品、原料、材料、見本品、展示品、受託品 等

*「類焼損害特約」では補償されず「個人賠償責任特約」で補償される場合がございます。そのため「個人賠償責任特約」の同時セットをお勧めしています。(ただし自動車保険や他の保険で「個人賠償責任特約」と同等の補償にご加入の場合は、当保険での加入は必須ではございません。)

大型車庫等のリスク

屋外明記物件特約

建物を保険の対象に含む場合にセットできます。

保険証券に明記された建物敷地内に所在する大型の車庫等(屋外明記物件)に発生した損害を補償します。

屋外明記物件…保険の対象は、建物が所在する敷地内に設置される次に掲げるもののうち保険証券に明記したものです。

- ①物置、車庫その他の付属建物で延床面積が66㎡以上のもの
- ②屋外設備(物干、遊具、外灯、井戸、側溝、噴水、敷石その他の建物に定着していない屋外設備・装置および付属構築物)

特定の貴金属等のリスク

家財明記物件特約

家財を保険の対象に含む場合にセットできます。

保険証券に明記された特定の貴金属、宝石、美術品等(家財明記物件)に発生した損害を補償します。

家財明記物件…保険の対象は、建物が所在する敷地内に収容される貴金属、宝石および美術品のうち保険証券に明記したものです。

ただし、家財明記物件全体で再調達価額1,000万円が限度となります。

*家財明記物件特約をセットしない場合、1個または1組の価額が100万円を超える貴金属等の損害保険金の額は100万円または、家財保険金額のいずれか低い額を限度とします。

*家財明記物件特約の免責金額は、家財の免責金額と同額となります。

持ち出し家財のリスク

自宅外家財特約

補償の重複にご注意ください

ワイドプラスチック・ワイドタイプで、家財を保険の対象に含む場合にセットできます。

外出時に持ち出した家財および別宅内に収容されている家財※8に発生した損害を補償します※9。ただし、国外における別宅内に収容されている家財に発生した損害は補償しません。

		国内	国外
携行中家財	保険の対象である自宅外家財のうち、日本国内もしくは日本国外において、記名被保険者または記名被保険者の同居の親族が携行している家財	○	○
敷地外収容家財	保険の対象である自宅外家財のうち、日本国内に所在する、携行中家財以外の自宅外家財	○	×

※8 記名被保険者または記名被保険者の同居の親族が所有する家財をいいます(下宿しているお子さまの家財等は対象になりませんのでご注意ください。)。ただし以下の家財は保険の対象に含まれません。

- 船舶、航空機、自動車、バイク、原動機付自転車、自転車、サーフボード、無人機・ラジコン
- パソコンおよびタブレット端末、ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器ならびにその付属品、携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等の身体補助器具
- 動物および植物等の生物
- 漁具(釣竿、竿掛け等)
- 通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、電子マネー、乗車券等※10
- 証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、稿本、設計書、図案、プログラム、データ 等

※9 通貨・小切手等の盗難は10万円、預貯金証書の盗難、貴金属等については100万円または、自宅外家財保険金額のいずれか低い額を支払額の上限とします。

※10 通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等に、盗難による損害が発生した場合は、保険の対象として取り扱います。

*自宅外家財特約の免責金額は、家財の免責金額と同額となります。

実際の事故事例

自宅外でカメラを落とし、破損した。

お支払保険金 約7万円

賃貸住宅オーナーさま専用のオプションをご用意！

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。＊お支払いする保険金の概要につきましては22～23ページをご覧ください。

■ 経営リスク(家賃収入)

家賃収入特約

火災等の事故によって賃貸している建物からの家賃収入が得られなくなった場合の損失を補償します(空室が5割を超える場合はセットできません。)

保険金額…建物全体の家賃月額(1万円単位)×約定復旧期間月数
約定復旧期間…6か月

実際の事故事例

平成26年の台風18号の集中豪雨で床上浸水となり、復旧までの3か月間の家賃が減少した(家賃月額7万円・戸室数7戸)。

お支払保険金 約**147万円**

家主費用特約

ワイドプラスタイプ・ワイドタイプで、家賃収入特約を契約した場合にセットできます。

賃貸住宅※1内での死亡事故発生に伴う空室期間、家賃値引期間分の家賃収入の損失や、清掃、脱臭、遺品整理等にかかる以下の費用を補償します。

●家賃収入保険金

賃貸住宅内で死亡事故(自殺・犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死)が発生し、事故発見日から90日以内に賃貸住宅(上下左右の隣接戸室を含みます。)が空室となった結果発生した家賃の損失に対して保険金をお支払いします。

死亡事故が発生した賃貸戸室

- 30日以上続いた空室期間※2内に発生した家賃の損失
- 空室期間の短縮のために、新たな入居者の家賃を値引きした期間(値引期間※2)内に発生した家賃の損失
- 上下左右の隣接戸室(死亡事故により**物的損害が発生した隣接戸室に限り**ます。)
- 30日以上続いた空室期間※3内に発生した家賃の損失

●死亡事故対応費用保険金

死亡事故が発生した賃貸住宅等を賃貸可能な状態に復旧するための修復、改装、清掃、消毒または脱臭等にかかった原状回復費用(敷金を超える費用)や、被保険者が支出を余儀なくされた遺品整理費用、葬祭費用等の事故対応費用に対して保険金をお支払いします。ただし、事故発見日から180日以内に発生した費用に限りです。

支払限度額…100万円(1事故あたり)

※1 保険の対象である建物のうち、居住者が賃借する戸室(バルコニー等の専用使用部分を含みます。)をいい、共用部分は含みません。居住者が一戸建ての建物賃借する場合にはその賃借建物、付属建物およびその敷地を含みます。

※2 空室期間および値引期間は、賃貸借契約の終了から12か月間を限度とします。なお、値引期間については、入居希望者に対して、死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等にて告知した場合に限りです。

※3 空室期間は、賃貸借契約の終了から12か月間を限度とします。

■ 経営リスク(賠償責任)

賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約

⚠ 補償の重複にご注意ください

建物の偶然な事故または建物を賃貸する仕事の遂行に起因する偶然な事故により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、実際に負担した次の費用(実費)もあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 緊急措置費用
- 示談交渉費用
- 争訟費用

支払限度額…1億円(1事故あたり)

実際の事故事例

給湯配管より漏水し、
居住者の家財が水ぬれになった。

お支払保険金 約**8万円**

マンション居住者包括賠償特約

賃貸建物の居住者の日常生活賠償事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、賃貸建物の居住者を対象に日常生活での賠償事故をまとめて補償します。また、実際に負担した次の費用(実費)もあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 緊急措置費用
- 示談交渉費用
- 争訟費用

支払限度額…3億円(1事故あたり)

『地震保険』もあわせて万一の備えを！

原則
セット※1

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。地震を原因とする火災は、すまいの保険では補償されません。

※1 ご契約されない場合は、申込書等へのご署名(法人の場合はご捺印)が必要になります。

地震保険とは

1 法律(地震保険に関する法律)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。

2 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。

3 保険料は各社共通となっています。

4 すまいの保険にセットしてご契約いただきます。地震保険のみではご契約できません。

5 居住用建物またはその建物に収容されている家財が対象となります。

(専用店舗・事務所などの建物は対象になりません。また、営業用什器・備品や商品も対象になりません。)

＊地震保険は、民間損害保険会社が契約募集・損害発生時における状況の確認や保険金の支払いなどの業務を行います。大地震発生時には巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任は政府と民間で負担しています。

地震は日本全国いつ・どこで発生するか分かりません！

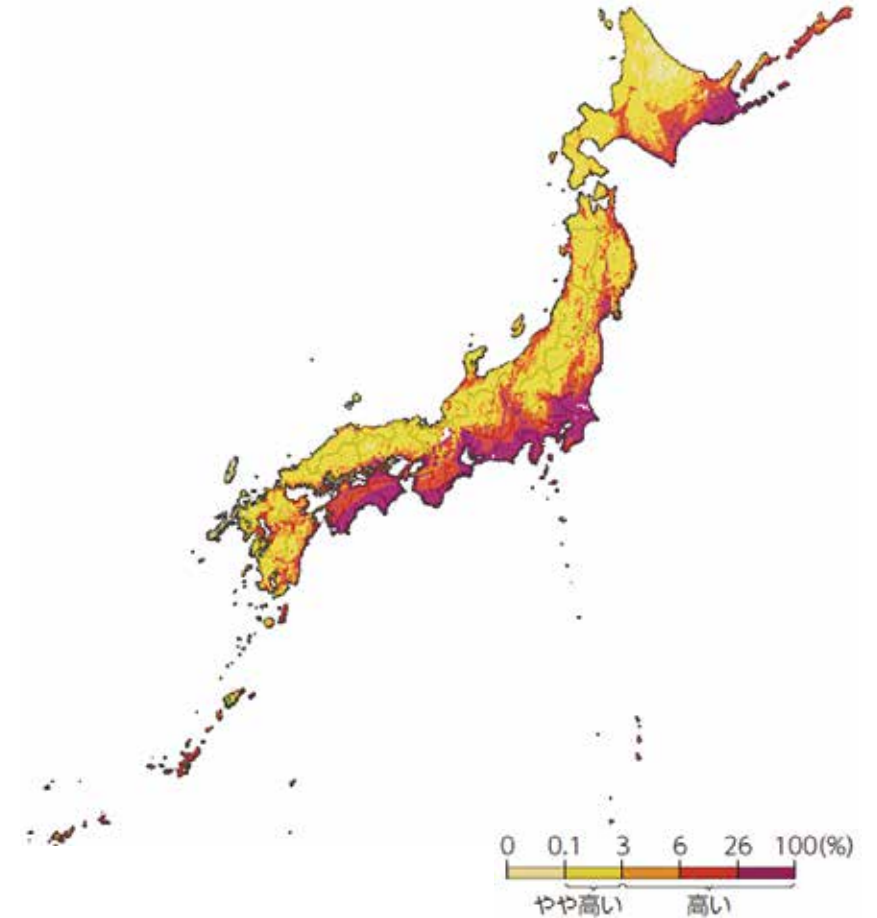
確率論的地震動予測地図(確率の分布)

今後30年間に

震度6弱※2以上の揺れに見舞われる確率

(平均ケース・全地震)(基準年:2024年)

※2 震度6弱では、耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物において、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがあります。



(出典)J-SHIS地震ハザードステーション 防災科学技術研究所

実際の事故事例

地震で火災が発生し、建物が燃えた(全損)。



お支払保険金
約**520万円**

地震による津波で床上浸水2mとなった(全損)。



お支払保険金
約**1,400万円**

地震により地盤沈下が発生した(全損)。



お支払保険金
約**1,000万円**

地震により家財に損害が発生した(全損)。



お支払保険金
約**350万円**

■ 地震リスク

地震による火災で
建物や家財が焼失した



地震で
建物や家財が損壊した



地震による津波によって
建物や家財が流失した



保険の対象

①**居住用の建物**…住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。

②**家財**……………居住用の建物内に収容される家財をいいます。ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等は除きます。

●地震保険の保険の対象は、すまいの保険で保険の対象になっているものに限ります。すまいの保険の保険の対象が居住用の建物および家財である場合、地震保険の保険の対象として居住用の建物または家財のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。

●地震保険の保険の対象とならないもの

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- 自動車、バイク（原動機付自転車を除きます。）
- 貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- 屋外設備（門、塀、垣、物置または車庫を除きます。）、庭木 等

地震保険の保険金額の設定

●保険金額について保険金額は次のように定めます。

すまいの保険の保険金額	×	30%～50%※1	=	地震保険の保険金額 建物:5,000万円限度※2 家財:1,000万円限度
-------------	---	-----------	---	--

※1 地震保険の保険金額は、すまいの保険の保険金額の30%～50%の範囲内で設定します（ただし、同一の建物や家財について加入された他の地震保険契約と合算して建物は5,000万円※2、家財は1,000万円が限度となります。）。

※2 2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯（戸室）数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。

●一定の適用条件を満たした場合、地震保険の保険料に割引を適用します。19ページをご参照ください。

地震保険料控除証明書

●ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料※3に対する「地震保険料控除証明書」は、すまいの保険証券に添付されます。

＊ご契約時に「eco保険証券」をご選択いただいたお客さまには「保険証券」は発行していませんので、「地震保険控除証明書」は別途送付します。

●翌年以降の「地震保険料控除証明書」は、三井住友海上より10月頃にハガキにて送付します。

●紛失等により「地震保険料控除証明書」が再度必要となる場合は、裏表紙の「控除証明書を紛失された場合」をご参照ください。

※3 地震保険の保険期間が1年を超える一時払契約は、払込みいただいた保険料全額を初年度の控除対象とするのではなく、一時払保険料を保険期間の年数で割った額をその年の控除対象保険料として表示しています。

すまいの保険の保険期間の途中で地震保険のご契約を希望される場合

「すまいの保険」のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、「すまいの保険」の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくことができます。ご希望の場合は、代理店または三井住友海上までご連絡ください。

警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約（地震保険の保険金額を増額して継続する契約をいいます。）はお引受できませんのでご注意ください。

地震保険のお支払いについて

●保険金をお支払いする主な場合

保険の対象に地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって損害が起こったときに保険金をお支払いします。

●お支払いする保険金

保険の対象について発生した損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合（100%、60%、30%または5%）を保険金としてお支払いします（「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。）。

損害の程度	認定の基準※4				お支払いする保険金の額	
	建 物		家 財			
全 損	主要構造部※5の損害の額が	建物の時価額の 50%以上	焼失または流失した床面積が	建物の延床面積の 70%以上	家財の時価額の 80%以上	地震保険保険金額の 100% (時価額※6が限度)
大半損		建物の時価額の 40%以上50%未満	床面積が	建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の時価額の 60%以上80%未満	地震保険保険金額の 60% (時価額※6の60%が限度)
小半損		建物の時価額の 20%以上40%未満		建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の時価額の 30%以上60%未満	地震保険保険金額の 30% (時価額※6の30%が限度)
一部損		建物の時価額の 3%以上20%未満	床上浸水	全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合		家財の時価額の 10%以上30%未満

※4 建物・家財の損害程度の認定方法

鉄骨造の場合は、建物全体の沈下・傾斜および開口部・外壁等の部分的被害の損害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。枠組壁工法の場合は、主要構造部の「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、これらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。家財の場合は個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（①食器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤寝具・衣類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・大半損・小半損・一部損の認定を行います。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご参照ください。

※5 建物の構造により、損害認定に用いる主要構造部が異なります。主要構造部とは建築基準法施行令に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

※6 時価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

構 造	主な商品名	主要構造部の損害認定着目点
鉄骨造	バルフェ・ドマーニ・bj・バルフェbjスタイル・デシオ・スマートパワーステーションシリーズ・クレスカーサ・シェダン・ノースワード・ウィズハイム・レトア 等	開口部(窓・出入口)、外壁
2×6造・2×4造(枠組壁工法)	グランツーユー・ミオーレ 等	外壁、内壁、基礎、屋根

●お支払いする保険金は、1回の地震等※7における損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円（2026年4月現在）を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減される場合があります。

※7 72時間以内に生じた2回以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

●保険金をお支払いしない主な場合

すべての内容を記載しているものではないため、詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご参照ください。

●損害の程度が一部損に至らない損害

●門・塀・垣・エレベーター・給排水設備等の付属物のみに発生した損害※8

●地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に発生した損害

●地震等の際における保険の対象の紛失または盗難によって発生した損害 等

※8 建物の主要構造部に損害がない場合には、お支払いの対象となりません。

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等（貴金属等）、営業用什器・備品、商品等は保険の対象となりません。

地震保険の割引制度

地震保険については、保険の対象である建物(または家財を収容する建物)が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の写をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類(割引率)	適用条件	ご提出いただく確認資料※1
免震建築物割引 50%	免震建築物※2に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関※3により作成された書類※4のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類※5 ※6 例)「住宅性能評価書」、「共有部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「長期使用構造等である旨の確認書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限ります。)」等
耐震等級割引 (耐震等級3 50% 耐震等級2 30% 耐震等級1 10%)	耐震等級※3を有している建物であること	②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書※5 例)フラット35Sの適合証明書 等 ③a. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類およびb. 「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類※6 例) a. : 「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」 等
耐震診断割引 10%	1981年(昭和56年)5月以前に新築された建物で、耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)」に適合している」旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」 等
建築年割引 10%	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」 等 ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」、「建物引渡証明書」等

- ※1 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店または三井住友海上までお問い合わせください。
- ※2 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。
- ※3 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。
- ※4 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。
- ※5 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。
- ※6 「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合や「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類のみ提出していただいた場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。

お支払いする保険金の概要

普通保険約款でお支払いする保険金

損害保険金	普通保険約款で規定する事故(火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、水災、水ぬれ、盗難、破損、汚損等)※1によって保険の対象に損害が生じた場合に損害保険金をお支払いします。 ※1 保険金をお支払いする事故はご契約の内容によって異なります。
損害防止費用	損害保険金をお支払いする事故があった場合、損害の発生または拡大の防止のために消火活動が必要または有益な所定の費用(例：消火薬剤の再取得費用)をいいます。
権利保全行使費用	損害保険金をお支払いする事故があり、他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きのために必要な費用をいいます。

事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約(自動セット)でお支払いする保険金

事故時諸費用保険金	「火災、落雷、破裂・爆発」、「風災、雹災、雪災」、「水災ならびに特定機械設備水災補償特約」、「盗難※2」の事故により損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の10%をお支払いします(1回の事故につき1敷地内ごとに300万円限度)。 ※2 「通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等」および「預貯金証書」の盗難を除きます。
-----------	--

地震火災費用特約(自動セット)でお支払いする保険金

地震火災費用
保険金

地震等(地震、噴火、津波)を原因とする火災で次表のいずれかに該当する場合に、保険金額の5%※3を地震火災費用保険金としてお支払いします(1回の事故※4につき1敷地内ごとに300万円限度)。

保険の対象		保険金をお支払いする条件
①	建物	建物が半焼以上となった場合
②	家財	家財を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財が全焼となった場合等
③	屋外明記物件	屋外明記物件※5の火災による損害の額が再調達価額の50%以上となった場合
④	家財明記物件	家財明記物件を収容する建物が半焼以上となった場合、家財明記物件を収容する屋外明記物件※5の火災による損害の額がその屋外明記物件※5の再調達価額の50%以上となった場合、または家財明記物件が全焼となった場合

※3 補償をさらに充実させたい場合は、保険金額の30%(限度額なし)または50%(限度額なし)とすることもできます。

※4 72時間以内に発生した2回以上の地震等(地震、噴火、津波)は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

※5 屋外明記物件特約に規定する屋外設備をいいます。

失火見舞費用特約(自動セット)でお支払いする保険金

失火見舞費用保険金	下記①～④のいずれかから発生した火災、破裂または爆発の事故により、近隣住民の建物や家財等の第三者の所有物が損壊した場合に、支出した見舞金等の費用の額をお支払いします(1被災世帯あたり30万円限度、1回の事故につき損害保険金の30%限度)。 ①主契約建物 ②主契約建物に収容される家財 ③主契約家財 ④主契約家財を収容する保険証券記載の建物 ※焼損害・失火見舞費用特約をセットした場合、失火見舞費用特約はなくなります。
-----------	---

防犯対策費用特約(自動セット)でお支払いする保険金

防犯対策費用 保険金	防犯対策費用保険金をお支払いします。		
	保険金をお支払いする条件	お支払いする防犯対策 費用保険金の額	限度額
	① 保険の対象である建物において、保険期間中に不法侵入を伴う犯罪行為(警察署に届け出たものに限ります。)が発生し、発生した日からその日を含めて180日以内に被保険者が再発防止のために建物の改造や装置等の設置費用を負担した場合	建物の改造または装置等の設置に要した実費	1回の事故につき20万円
	② 日本国内で被保険者が所有または管理するドアのカギ※6が盗難に遭い、ドアの錠の交換費用を負担した場合	ドアの錠の交換に要した実費	1回の事故につき10万円
※6 カギとは、保険証券記載の建物のドアのうち建物または戸室の出入りに通常使用するドアのカギをいいます。			

特別費用保険金特約(自動セット)でお支払いする保険金

特別費用保険金	建物の損害に対する支払保険金の額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合に、損害保険金の10%をお支払いします(1回の事故につき1敷地内ごとに200万円限度)。
---------	---

建物電氣的・機械的事故特約(専用・併用住宅用)(ワイドプラスタイプ)でお支払いする保険金

損害保険金	建物が所在する敷地内に設置された機械設備※7に、外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的・機械的事故による損害が発生した場合に、損害の額から免責金額※8を差し引いた額をお支払いします(1回の事故につき建物保険金額が限度※9)。	
	※7 空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備、駐車場機械設備、照明設備、エレベーター等をいいます。 ※8 本特約の免責金額は5万円です。 ※9 屋外設備(屋外明記物件として保険証券に明記した屋外設備を含みます。)または66m ² 以上の付属建物(屋外明記物件として保険証券に明記した場合に限ります。)に損害が発生した場合は、お支払いする損害保険金の限度額は下記の通りとします。	
	保険の対象	損害保険金の限度額
	屋外設備(屋外明記物件として保険証券に明記した屋外設備を含みます。)	1敷地内ごとに100万円が限度
	66m ² 以上の付属建物(屋外明記物件として保険証券に明記した場合に限ります。)	1敷地内ごとに屋外明記物件特約の保険金額が限度

特定機械設備水災補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、建物が所在する敷地内に設置された機械設備※10に発生した損害の状況が、損害保険金における水災事故の定義に該当しない(浸水条件を満たさない)場合に、保険金をお支払いします(1回の事故につき1敷地内ごとに100万円限度)。 ※10 空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備、駐車場機械設備、照明設備等をいいます。
-------	--

建物省エネ化費用特約をセットした場合にお支払いする保険金

建物省エネ化費用 保険金	建物の損害に対して損害保険金が支払われ、その損害が「全焼・全壊」に該当した場合に、保険の対象である建物を「省エネ基準適合建物」に建てかえ、買いかえ等を行う費用として、建物保険金額に10%を乗じた額をお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円限度)。
-----------------	--

災害緊急費用特約をセットした場合にお支払いする保険金

災害緊急費用 保険金	20ページの「損害保険金」をお支払いする事故によって、保険の対象に損害が発生した結果、保険の対象の復旧のために仮修理費用や仮すまい費用等を負担した場合に、その費用のうち三井住友海上の承認を得て被保険者が支出した必要かつ有益な費用をお支払いします(1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額×10%または100万円のいずれか低い額を限度)。
---------------	---

ライフライン停止時仮すまい費用等特約をセットした場合にお支払いする保険金

ライフライン 停止時 仮すまい費用等 保険金	偶然な事故により、電気、ガスまたは水道(以下「ライフライン」といいます。)が12時間以上継続して供給停止※1した結果、被保険者が仮すまい費用またはライフラインの供給機器等の賃借費用を負担した場合に、その費用のうち三井住友海上の承認を得て被保険者が支出した必要かつ有益な費用をお支払いします(1回の供給停止期間を通じ10万円を限度)。 ※1 事業者が日本国内に占有するライフラインの供給設備等の機能が停止または阻害されたことにより、保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に対するライフラインの供給が中断または阻害されたことをいいます。
---------------------------------	---

弁護士費用特約をセットした場合にお支払いする保険金

弁護士費用等 保険金	被保険者が保険期間中に被害※2にあい、三井住友海上の承認を得て相手との交渉を弁護士に依頼する場合に、弁護士費用等保険金をお支払いします(1回の事故につき被保険者1名ごとに300万円を限度)。
法律相談費用 保険金	被保険者が保険期間中に被害※2にあい、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、法律相談費用保険金をお支払いします(1回の事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度)。
※2 「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用財産の損壊または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。	

日常生活賠償特約をセットした場合にお支払いする保険金

日常生活賠償 保険金	日本国内もしくは日本国外で発生した記名被保険者の住宅の所有・使用・管理に起因する事故や被保険者の日常生活の事故により他人の生命もしくは身体を害したり、他人の財物に損害を与えたり、または日本国内で誤って線路に立ち入り電車等※3を運行不能にさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金をお支払いします(1回の事故につき3億円を限度)。また、実際に負担した下記の費用を合わせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。 ※3 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
権利保全行使 費用	他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続きのために必要な費用をいいます。
その他の費用	「緊急措置費用」「示談交渉費用」「争訟費用」をお支払いする場合があります。

類焼損害・失火見舞費用特約をセットした場合にお支払いする保険金

失火見舞費用保険金	下記①～④のいずれかから発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣住民の建物や家財等の第三者の所有物が損壊した場合に、支出した見舞金等の費用の額をお支払いします（1被災世帯あたり30万円限度、1回の事故につき損害保険金の30%限度）。
類焼損害保険金	下記①～④のいずれかから発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の建物や建物に収容される動産（類焼補償対象物）が損壊した場合に、損害の額（修理費等）から他の保険契約（類焼先で契約している火災保険等）から支払われる保険金の額を差し引いた額を類焼先にお支払いします（1回の事故につき1億円限度）。
①主契約建物 ②主契約建物に収容される家財 ③主契約家財 ④主契約家財を収容する保険証券記載の建物	

屋外明記物件特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金	20ページの「損害保険金」をお支払いする事故によって、保険の対象とした屋外明記物件に損害が発生した場合に、損害の額から免責金額※4を差し引いた額について、屋外明記物件保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。 ※4 屋外明記物件の免責金額は、建物の免責金額と同額です。
-------	---

家財明記物件特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金	20ページの「損害保険金」をお支払いする事故によって、保険の対象とした家財明記物件に損害が発生した場合に、損害の額から免責金額※5を差し引いた額について、家財明記物件保険金額を限度※6に損害保険金をお支払いします。 ※5 家財明記物件の免責金額は、家財の免責金額と同額です。 ※6 「盗難」または「破損、汚損等」が、③ページの「保険金をお支払いする事故」に該当し、それらにより損害が発生した場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。
-------	---

自宅外家財特約をセットした場合にお支払いする保険金

自宅外家財保険金	20ページの「損害保険金」をお支払いする事故によって、自宅外家財に損害が発生した場合、1回の事故につき自宅外家財保険金額を限度に損害の額から免責金額※7を差し引いた額を自宅外家財保険金としてお支払いします。ただし、通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難は10万円、預貯金証書の盗難、貴金属等については100万円、または自宅外家財保険金額のいずれか低い額を支払い額の上限とします。 ※7 自宅外家財特約の免責金額は、家財の免責金額と同額です。
----------	---

家賃収入特約をセットした場合にお支払いする保険金

家賃収入保険金	20ページの「損害保険金」をお支払いする事故によって、建物が損害を受けた結果発生した家賃の損失（建物の復旧期間※8内に発生した損失の額）に対して家賃収入保険金をお支払いします。 ※8 復旧期間は、契約時に設定する約定復旧期間を限度とします。
---------	--

家主費用特約をセットした場合にお支払いする保険金

家賃収入保険金

賃貸住宅※1内で死亡事故（自殺・犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死）が発生し、事故発見日から90日以内に賃貸住宅（上下左右の隣接戸室を含みます。）が空室となった結果発生した、以下の家賃の損失に対して家賃収入保険金をお支払いします。

空室となった賃貸住宅	対象となる家賃の損失
死亡事故が発生した賃貸住宅（戸室）	●30日以上続いた空室期間※2内に発生した家賃の損失 ●新たな入居者への家賃の値引期間※2内に発生した家賃の損失
上下左右の隣接戸室（死亡事故により物的損害が発生した隣接戸室に限ります。）	●30日以上続いた空室期間※2内に発生した家賃の損失

※1 居住者が賃借する戸室（バルコニー等の専用使用部分を含みます。）をいい、共用部分は含みません。一戸建ての場合には、附属建物およびその敷地を含みます。

※2 空室期間および値引期間は、賃貸借契約の終了から12か月間を限度とします。なお、値引期間については、入居希望者に対して、死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等にて告知した場合に限ります。

死亡事故対応費用保険金

死亡事故が発生した賃貸住宅等を賃貸可能な状態に復旧するための修復、改装、清掃、消毒または脱臭等にかかった原状回復費用や、被保険者が支出を余儀なくされた遺品整理費用、葬祭費用等の事故対応費用に対して死亡事故対応費用保険金をお支払いします。ただし、事故発見日から180日以内に発生した費用に限ります（1回の事故につき100万円を限度）。

賃貸建物所有者賠償（示談代行なし）特約をセットした場合にお支払いする保険金

賃貸建物所有者賠償保険金	建物の偶然な事故または建物を賃貸する仕事の遂行に起因する偶然な事故により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、賃貸建物所有者賠償保険金をお支払いします。ただし、賃貸建物所有者賠償保険金額を限度とします。また、実際に負担した下記の費用をあわせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。
損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
その他の費用	「緊急措置費用」「示談交渉費用」「争訟費用」をお支払いする場合があります。

マンション居住者包括賠償特約をセットした場合にお支払いする保険金

マンション居住者包括賠償保険金	日本国内もしくは日本国外で発生したマンション等の居住者の日常生活賠償事故または事業用戸室からの偶然な漏水による水ぬれ事故等により他人の生命もしくは身体を害したり、他人の財物に損害を与えたり、または日本国内で電車を運行不能にさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします（1回の事故につきマンション居住者包括賠償保険金額が限度）。また、実際に負担した下記の費用（実費）をあわせてお支払いします。
損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続きのために必要な費用をいいます。
その他の費用	「緊急措置費用」「示談交渉費用」「争訟費用」をお支払いする場合があります。

保険期間と保険料の払込方法

保険期間

5年以下の整数年でお決めください。

保険期間5年で自動継続特約(長期用)をセットする場合

「予定継続期間(自動継続する期間)」および「継続方式(継続契約の保険期間)」をお決めください。
*家財のみを保険の対象とするご契約の場合、自動継続特約(長期用)はセットできません。なお、保険期間の途中で家財のみを保険の対象とするご契約となった場合には、自動継続特約(長期用)はその時点で失効し、自動継続されませんのでご注意ください。その他、一部のご契約では自動継続特約(長期用)をセットすることができません。
*三井住友海上が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます。)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます(保険料が変更となる場合があります。)。また、建築費または物価の変動等に従って建物保険金額の調整を行う場合があります。

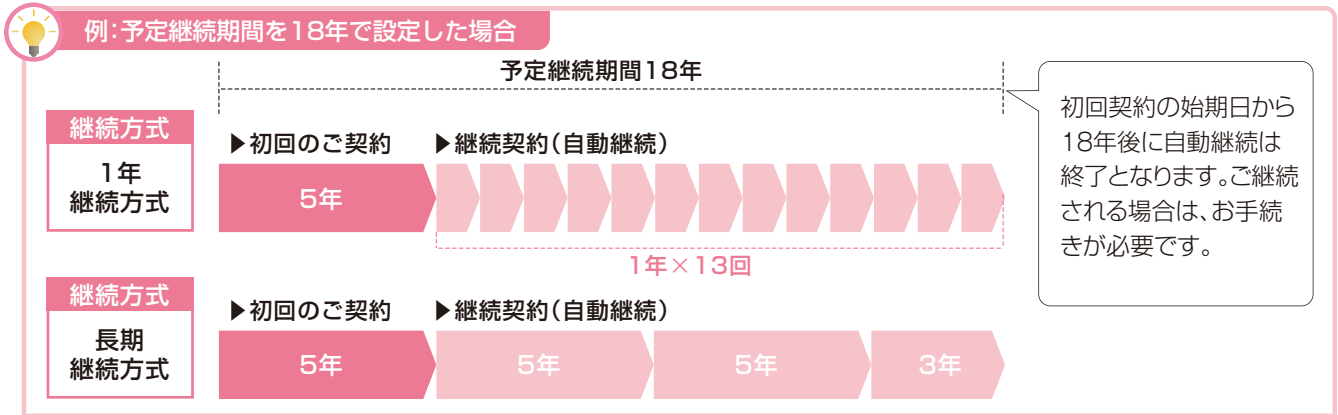
予定継続期間

6年～40年の整数年でお決めください。

初回のご契約の始期日から予定継続期間が経過したときに自動継続が終了(補償が終了)となります。

継続方式

1年ごとに自動継続される「1年継続方式」または、原則5年ごと※3に継続される「長期継続方式」のいずれかをお選びください。
※3 予定継続期間満了までの年数が5年未満の場合には、その年数となります。



保険料の払込方法

ご契約時の保険料は、口座振替またはクレジットカードでのお支払いとなります。
ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	
口座振替	年払 長期一括払
クレジットカード払(登録方式・一括払型)	長期一括払

保険料の払込総額を抑えたい方

保険期間2年～5年をお選びいただくと、保険期間1年の契約を毎年ご継続いただくよりも保険料が割安になります。
*年払をお選びいただいた場合の地震保険の保険料は、保険期間1年の場合と同じです。

一度に払い込む保険料のご負担を減らしたい方

年払をお選びいただくことで、一度に払い込む保険料のご負担が軽減されます。

ご契約が満期を迎えるとき

- 満期日の属する月の約2か月前に、保険契約者に「火災保険の満期と自動継続のお手続きのご案内」をお送りします。
- 満期日の属する月の前月10日までに保険契約者または三井住友海上から継続しない旨の意思表示がない場合、予定継続期間満了日まで同一内容のご契約で自動継続されます。
- 自動継続時の保険料の払込方法は、初回のご契約の払込方法と同一(例: 初回のご契約が口座振替の場合、自動継続時も口座振替)となります。ただし、初回のご契約の保険料を現金により払い込まれた場合、自動継続時の払込方法は原則口座振替またはクレジットカード払となります。詳細は、お送りする「火災保険の満期と自動継続のお手続きのご案内」をご確認ください。

保険会社等の連絡窓口

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

注意喚起情報

三井住友海上は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。三井住友海上との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル
(全国共通・通話料有料)]

受付時間 平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。)
携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。おかけ間違いにご注意ください。
詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

保険申請サポート業者等とのトラブルに関するご相談

一般社団法人 日本損害保険協会 保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00
(土日・祝日および年末年始を除きます。)

0120-309-444 (無料)

大切なお知らせ

地震保険料控除証明書の発行について

多くのお問い合わせをいただいております。
必ずご確認ください。

ご契約・ご継続 いただいた年

「保険証券」(または「保険契約継続証」)に「**地震保険料控除証明書**」を添付してお送りします。*1
ただし、「eco証券」を選択の場合、「ご契約内容の確認方法のご案内ハガキ」に「地震保険料控除証明書」を添付してお送りします。
ご契約の始期日によっては、年末調整・確定申告の時期までしばらく「地震保険料控除証明書」を保管していただく必要がありますので、誤って破棄されることのないようご注意ください。
*1 地震保険を中途でご契約された場合は、「地震保険証券」「地震保険中途付帯証券」に「地震保険料控除証明書」を添付してお送りします。

ご契約・ご継続いた だいた年の翌年以降 (保険料払込方法が 分割払の場合等)

ご契約・ご継続年の翌年以降に払込みいただく保険料(長期一時払契約の場合は、一時払保険料を地震保険期間で除した金額)について10月下旬頃に「**地震保険料控除証明書ハガキ**」をお送りします。
※「保険料控除証明書発行サービス」またはマイナンバーカードを利用して控除証明書の電子データ(電子的控除証明書)を取得されたお客様には、翌年以降控除証明書はがきは送付せず、マイナ手続きポータル内の電子ポストに電子データ(電子的控除証明書)を送付いたします。

控除証明書を 紛失された場合

保険料控除証明書発行サービス*2をご利用ください。
「保険料控除証明書」の電子発行や「保険料控除証明書ハガキ」の**再発行依頼**が可能です。
<https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/>
*2 損害保険会社共同開発のサービスです。サービス期間は10月中旬から3月中旬までを予定しております。サービス期間外はご利用いただけませんのでご了承ください。



暮らしのQQ隊

ワイドプラスタイプ・ワイドタイプ限定のサービスです！

給排水管やトイレの詰まり、外出時のカギの紛失など日常生活ではさまざまなおすまいのトラブルが起こりがちです。ワイドプラスタイプ・ワイドタイプは、「暮らしのQQ隊(水まわりQQサービス・カギあけQQサービス)」がセットされている契約タイプのため、突然のトラブルでも「暮らしのQQ隊」がしっかりサポートします。

暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー(24時間365日受付!) 30分程度の応急修理に要する作業料、出張料は無料です。

(部品代および30分程度の応急修理を超える作業料はお客さまのご負担となります。)



水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のあふれ等が発生した場合に、専門の業者を手配し、その業者が直接応急修理を行います。



カギあけQQサービス

玄関ドアのカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、その業者が直接カギあけを行います。



- *このサービスは三井住友海上が提携するアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。
- *「暮らしのQQ隊」をご利用の際は、**事前に専用ダイヤル(無料)にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。**専用ダイヤル(無料)につきましては、**保険証券をご覧ください。**
- *サービスメニューの詳細につきましては、**ナビゲートブックをご覧ください。**ナビゲートブックは保険証券に同封されるほか、「**ご契約者さま専用ページ**」でも**ご確認いただけます。**
- *一部の地域(離島など)ではご利用できない場合があります。
- *サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

Webでいつでもご利用いただける 『ご契約者さま専用ページ』

24時間365日

Web上で手軽にご契約内容の確認・変更、事故連絡・事故対応状況の確認ができます！
また、メール・「LINE」でお役立ち情報の受け取りができます！

【ご利用方法】

面倒なご登録手順は不要！ご契約手続き時に自動でユーザーIDが作成されます*2(初回ログイン時のみ、ご本人確認等が必要です)。

スマートフォンなら、「LINE」やアプリからかんたんにご利用いただけます。

「LINE」からログインする場合

- ①「三井住友海上」を友だち追加(右図の二次元コードから)
- ②メッセージのURLにアクセスしてログイン



「スマ保」アプリからログインする場合

- ①「スマ保」(三井住友海上が提供するスマートフォン用アプリ)をダウンロード(右図の二次元コードから)
- ②「スマ保」トップ画面から「ご契約者さま専用ページ」を登録



*2 三井住友海上の保険をご契約される個人のお客さま向けに、ご契約時に「ご契約者さま専用ページ」のユーザーIDを自動で発行し、SMSでご案内します。

便利1

保険料のお支払関連機能



- ・保険料に関するお知らせのWeb閲覧
- ・保険料の払込状況等の確認
- ・カード情報・振替口座情報の登録・変更

保険料が引き落とされて
いなかったみたい・・・

便利2

事故連絡・進捗確認



- ・Web上で事故連絡・進捗確認ができます
- ・災害等で電話が繋がらない時にも役立ちます

仕事の関係で日中に連絡
できないんだよな・・・

便利3

控除証明書の再発行



- ・Web上で再発行のお手続きができます
- *申請手続期間のみ利用可能(10月頃~3月末)
- *ご契約の初年度分は保険証券等に付属しています。

年末調整のために
控除証明書を提出しないと！

*一部の契約は、お手続き時に「ご契約者さま専用ページ」のユーザーIDが自動で登録されません。その場合三井住友海上の公式サイトから、「ご契約者さま専用ページ」へご登録いただくことでご利用いただけます。
*「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。

自然災害による被害の防止や軽減に向けた行動を後押しするサービス



防災
アラート

- ご契約情報や気象情報に基づき、損害発生リスクを通知します！
- 「風災/雪災/給排水管凍結/大雨/落雷」の発生予測と防災アドバイスをご提供！



- 保険の対象の所在地付近で降雹の危険が高まったことをアラートでお届けします！
- アラートをご活用いただき、事前準備で被害を最小限に！

مجلس الشورى

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

[illegible]

2024年12月15日 星期一

© 2012 Pearson Education, Inc. or its affiliate(s). All rights reserved. No part of this publication may be reproduced, stored in a retrieval system, or transmitted, in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, recording, or by any information storage or retrieval system, without prior written permission from the publisher.

பெயர்	பதவி	பதவி	பதவி
பெயர்	பதவி	பதவி	பதவி
பெயர்	பதவி	பதவி	பதவி

[illegible]

● 2019 年 12 月 1 日起，在《中华人民共和国外商投资法》施行前，外商投资企业从事《外商投资准入特别管理措施（负面清单）》禁止的投资领域活动的，适用《外商投资法》施行前的有关法律规定。

သို့ရာတွင် အသုံးပြုမှုများမှာ အောက်ဖော်ပြပါအတိုင်း ဖြစ်ပေါ်နေပါသည်။

Logos

[illegible]

Abstract

Abstract

THE FOLLOWING INFORMATION IS FOR INFORMATIONAL PURPOSES ONLY. IT IS NOT A CONTRACT. IT IS NOT A GUARANTEE. IT IS NOT A COMMITMENT. IT IS NOT A PROMISE. IT IS NOT A WARRANTY. IT IS NOT A REPRESENTATION. IT IS NOT A STATEMENT. IT IS NOT A DECLARATION. IT IS NOT A CONFIRMATION. IT IS NOT A CERTIFICATION. IT IS NOT A VERIFICATION. IT IS NOT A VALIDATION. IT IS NOT A CORROBORATION. IT IS NOT A SUBSTANTIATION. IT IS NOT A CONFIRMATION. IT IS NOT A CERTIFICATION. IT IS NOT A VERIFICATION. IT IS NOT A VALIDATION. IT IS NOT A CORROBORATION. IT IS NOT A SUBSTANTIATION.

1. How did the research design contribute to the study's validity?

Exposition **1**

[illegible]

● 上野動物園のパンダ展覧会

[illegible][illegible][illegible]

www.ck12.org

- **မိမိတို့၏ အသက် ၁၀ နှစ်အတွင်း အသက် ၁၀ နှစ်အောက် ကလေးများ**
- **အသက် ၁၀ နှစ်အောက် ကလေးများ အတွက် အသက် ၁၀ နှစ်အောက် ကလေးများ**
- **အသက် ၁၀ နှစ်အောက် ကလေးများ အတွက် အသက် ၁၀ နှစ်အောက် ကလေးများ**

[illegible]

THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY

FILE TO WORKSHEET

በጥናቱ ሂደት ውስጥ የተገኘውን የፍጥነት ለውጥ ለመለካተት የተጠቀሱትን የፍጥነት ለውጥ መለኪያዎችን በሰንጠረዥ 1 አጠቃላይ አቅርቤዋል፡፡

（原書刊行時、東京府立総合資料館蔵）

FOR THE LITIGANT'S INFORMATION: CLERK OF COURT, DISTRICT COURT, JUDICIAL DISTRICT NO. 1, COUNTY OF ALBERTA, CALGARY, ALBERTA

[illegible]

0803 2797 6222

[illegible]

၁။ အထွေထွေအားဖြင့် မြန်မာနိုင်ငံတော်အတွင်းရှိ မြို့နယ်များတွင် အောက်ဖော်ပြပါအတိုင်း အခြေအနေအထားများ ရှိကြောင်း တွေ့ရှိရပါသည်။

